

飛散防止のポイント

農薬地上散布の場合



西ニ人家アレバ連絡シ
東ニ隣ノ畑アレバ確認シ

雨ニハマカズ
風ニモマカズ

お問い合わせ先

公益社団法人
緑の安全推進協会 クロップライフジャパン
〒101-0047 東京都千代田区内神田2-12-11
TEL.03-5209-2511 東京都中央区日本橋茅場町2-3-6
FAX.03-5209-2513 TEL.03-5649-7191
www.midori-kyokai.com FAX.03-5649-7245
www.croplifejapan.org

◎農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用
などに関する講師派遣のお問い合わせは
(公社)緑の安全推進協会 TEL.03-5209-2512

正しく使って、飛散を防止! 注意事項をきちんとチェックしましょう。

① 周辺の事前チェックと対策

- ☐ 事前に周辺の状況を確認。安全な散布方法を検討しよう。
飛散に気をつける箇所を確認し、散布を控えた方が良い場所や、飛散防止対策を決めよう。  裏面 対策例 1 参照
- ☐ 近隣の農家に農薬散布のスケジュールについて連絡しよう。
農作業(収穫など)の予定や、使用農薬について情報交換しよう。  裏面 対策例 4 参照
- ☐ 周辺住民の方々にも情報提供しよう。
農薬を公園や樹木などに散布する場合には、回覧板などで事前に通知しよう。また囲いや立れなどの準備が必要です。  裏面 対策例 4 参照

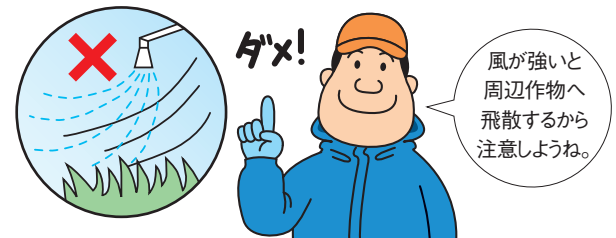


② 散布前の準備

- ☐ 農薬を選ぶときは、剤型や施用方法も検討しよう。
作物や対象病害虫・雑草によっては、飛散しにくい剤型や施用方法で利用できる農薬があります。利用できないか検討してみましょう。  裏面 対策例 3 参照
- ☐ 散布機の圧力調整やノズルの噴霧状態も調整しよう。
散布機やノズルは、散布液がボタ落ちしたり、勢いが強すぎて舞い上がらないように適正に調整しましょう。飛散防止に役立つ器具の利用も有効です。  裏面 対策例 3 参照
- ☐ 作物の生育状態に合わせ、適正な散布液量に調製しよう。
薬液不足や過剰散布、残液が生じないよう、圃場面積と作物の生育具合に合わせ必要な散布液量を調製しましょう。  裏面 対策例 2 参照

③ 散布時に守ること

- ☐ 風の状況を確認し、飛散の恐れがあるときは散布作業は中止または延期しよう。
風の少ない時間帯(早朝、夕方)を選び、散布作業を行いましょう。風の変化に注意し、状況によって散布位置を調節したり、散布を中断するようにしましょう。  裏面 対策例 3 参照
- ☐ 正しい散布を心がけよう。
無駄な散布を最小限に抑えることが飛散防止になります。  裏面 対策例 2 参照



散布後も安全性や環境への配慮を忘れずに

- 後片付けもしっかりしよう。
 - 散布機・器具の洗浄
散布機やタンク、ホースは十分に洗浄しましょう。その洗浄水等が、河川などに流入しないように適切に処理しましょう。
 - 空容器・空袋の処理
空容器・空袋は圃場内に放置しないようにしましょう。地域の回収方法に従い適切に処理しましょう。
- きちんと記録しよう。
農薬を使用した年月日、農薬の種類、散布方法(希釈倍数、散布液量)とともに、飛散防止に関する内容(風向・風速、飛散防止対策の内容など)についても記録すると、改善の手助けとなります。
※裏面では、環境への配慮の例として、水田で農薬を使用する場合の水管理等についても紹介しています。

「飛散防止対策」は農薬適正使用の重要テーマ

農薬の散布では、散布方法や風の影響などにより、薬剤が周辺に飛散する可能性があります。散布の際は、製品ラベルに表示された使用基準を守ることはもとより、近隣農地の作物等や住宅地等への飛散防止の対策が大切です。

食品衛生法で定める残留基準を超える農薬が農産物から検出された場合は、その農産物の流通が禁止されます。厚生労働省の報告によれば、残留基準を超過する例は一律基準※1の0.01 ppmを超えたケースを含めて少数です。しかし、残留基準を超えた場合には、販売した農作物の回収が必要になったりします。また、基準値超過の情報が拡散されることで風評被害が発生する恐れもあります。

また、住宅地周辺で農薬を使用する場合は、人体やペットへの影響や、洗濯物や自動車等への付着汚染の防止にも十分な配慮が必要です。農薬使用者には、農薬を安全で適正に使用する責務があります※2。また、農薬使用への理解と信頼を得るためには、地域の人々と適切なコミュニケーションをはかる必要があります。

本冊子では、特に、地上散布での農薬の飛散防止を取り上げ、有効な対策について紹介いたしました。既実践されている内容もあると思いますが、さらに、農薬を適正に使用する一助になれば幸いです。

※1「人の健康を損なう恐れがない量として、厚生労働大臣が定める量」(一律基準)
※2「農薬を使用する者が遵守すべき規準を定める省令」農林水産省・環境省令第5号(農薬取締法、第25条第1項)



